

年 月 日

主務大臣名 殿

登録認証機関〔登録外国認証機関〕名

住 所

代 表 者 氏 名

認証（変更）報告書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条第3項〔第36条において準用する同法第19条第3項〕の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 当該認証に係る者の氏名又は名称及び住所
- 2 当該認証に係る者の認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証外国格付表示業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者の別
- 3 当該認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 4 当該認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所
- 5 当該認証に係る認証番号
- 6 当該認証〈変更〉の年月日

備考 1 報告をした事項に変更があった場合については、変更に係る事項の変更前及び変更後を対照にして記載すること。

2 酒類に係る認証〈変更〉を行った場合は、「3 当該認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分」にその旨を明記すること。

3 4については、農林物資の取扱い等を行う特定のほ場、工場又は事業所が存在しない場合は省略することができる。